

## 訴 状

2011年3月18日

津地方裁判所 民事部 御中

原 告 キム チョンミ  
 同 竹 本 昇 他 3 名  
 (別紙原告目録のとおり)

(送達場所 - 原告 5 名全員に付)

〒住所 (電話)

受取人 原 告

竹 本 昇

〒 519 - 4392 三重県熊野市井戸町 796 番地

被 告

三 重 県

同代表者兼処分行政庁三重県知事

野 呂 昭 彦

処分行政庁三重県紀州県税事務所長

倉 田 文 男

不動産取得税賦課処分等取消請求事件

訴訟物の価格 27,800円

貼用印紙代 1,000円

**第 1 請求の趣旨**

1. 処分行政庁三重県紀州県税事務所長が、2010年6月1日付けで原告らに対してした、別紙2「不動産目録」記載の土地に係る不動産取得税賦課決定を取り消す。
2. 処分行政庁三重県知事野呂昭彦が、2010年10月13日付けで原告らに対してした、別紙2「不動産目録」記載の土地に係る不動産取得税賦課処分の取り消しを求める不服審査請求を棄却する旨の裁決を取り消す。
3. 処分行政庁三重県紀州県税事務所長が2009年11月2日付けで課税し、2009年11月25日付けで減額し、2010年6月1日付けで原告らに対して不動産取得税賦課決定をした、別紙2「不動産目録」の土地は、免税が相当であることを確認する。
4. 被告三重県は、原告 キム チョンミ に対し、14,000円を支払え。
5. 被告三重県は、原告 竹本昇 に対し、13,800円を支払え。
6. 第4項、第5項について、仮執行宣言を求める。
7. 訴訟費用は、被告の負担とする。

## 第2 請求の原因

### (一) 本件「不動産取得税賦課処分」に対する不服審査請求が棄却に至った経緯

#### 1) 本件土地取得に先立つ事情

1940年から1945年の間に、石原産業が経営する紀州鉱山に1300人余の朝鮮人が強制連行され、銅採掘のために過酷な労働を強制された。紀州鉱山で命を失われ、朝鮮の故郷に戻る事ができなかつた人も多かつた。

紀州鉱山への朝鮮人強制連行・紀州鉱山での朝鮮人強制労働には、三重県知事が加担していた。その事実を証する文書が、当時の『知事引き継ぎ書』(甲第1号証の1)及び『石原産業の報告書』(甲第1号証の2)である。

原告らを会員として含む紀州鉱山の真実を明らかにする会は、日本が植民地朝鮮の民衆に及ぼした加害の実態等を調査する中で、本件紀州鉱山で亡くなった朝鮮人の追悼碑を建立することを決意した。それは犠牲者の追悼を通して、その歴史的責任を問いつけることが必要であり、追悼碑は歴史の真実を刻むモニュメントとしても建立されるべきだと考えたからである。

1946年9月、石原産業から三重県内務部に提出した報告書によると、「雇入れ数」875名中、「死亡者数」10名、「負傷者数」14名、「逃亡者数」282名とあり、逃亡者が如何に多く、如何にその労働環境が劣悪・過酷であったかを伺わせている。

この鉱山の労働環境が劣悪・過酷であったのみならず、恐怖を伴う日常であったことは、「銃や日本刀を持った軍人の監視下にあった」という当時この鉱山で共に働いていた石原産業の元職員からの聴き取り等で判明している。

石原産業の当該報告は強制連行の事実を裏付けるものではあるが、その記載内容は不十分であり、誤りあるいは虚偽が認められる。

報告書の数字をはるかに上回る数の死亡が認められ、明らかにこの記載内容は事実と異なっていることがこれまでの調査で判明している。例えば、「逃亡」と書かれている千炳台氏や、慰労金も退職金も帰国旅費まで受取って帰国したと書かれている「永田白洛」(本名、李白洛)氏の名が、慈雲寺(紀和町小栗須)の『紀州鉱業所物故者霊名』の中に記載されており、故郷韓国の除籍簿にも、紀州鉱山で死亡したと記載されている。

原告らが2010年までの調査で把握している紀州鉱山での朝鮮人死亡者は、調査の未だ完了していない現段階で35名(家族を含む)である。

三重県だけでなく、日本の多くの地域に植民地朝鮮から強制連行された人びとが、採鉱、鉄道・道路敷設、ダム建設、工場などで、過酷な労働条件の下で働かされ、命を奪われた人も多い。その犠牲者に対する地域自治体の対応は、その歴史に対する責任の取り方を表している。

2010年11月7日、相生市長参列の下で「第16回目の追悼式」を行った兵庫県相生市では、播磨造船所に強制連行された「朝鮮人犠牲者の追悼碑建設」のために、市

営墓地の一部の土地を無償提供する議案に議会が全会一致で賛成した事実がある（甲第2号証の1）。

岐阜県（甲第2号証の2）では、1956年6月、元岐阜市長が委員長を務める中国人殉難者慰霊県実行委員会が、強制連行され瑞浪市・各務原市ほか県内5現場で死亡した72人の合同慰霊祭を行い、日本赤十字の船で遺骨を中国に送還した。以後1990年まで県内各地の慰霊事業に岐阜県から助成金が支出されている。

同様な事例として、2011年2月12日の『北海道新聞』によれば、上川管内東川町（甲第2号証の3）で戦時下の朝鮮人強制動員を調べている町民有志のグループが同月17日から韓国を訪ね、同町内の遊水池建設に動員された90歳の男性2人に聞き取り調査を行う予定であり、調査に協力している東川町が費用の半額を助成した。

このほか、強制連行された犠牲者の追悼の場に、群馬県は県立公園の一部を提供し（甲第2号証の4）、大牟田市でも市立公園を提供するなど（甲第2号証の5）、自治体はその責任において協力的に関わっている。

このように、他県・他市において、強制連行された犠牲者の追悼碑建設用地として自治体が公有の土地を提供したり、生存者からの聞きとり等に協力しているのは、そのことに行政も住民も公共性を認めているからである。そこには地域の住民と行政がともに承認する公共性の共通認識が存在するからである。

2011年2月28日、大韓民国 江原道議会議員一同から、『嘆願書』（甲第4号証の4）が届けられた。昨年3月の除幕式の資料（甲第4号証の1）の裏面にある地図でみれば判るように、江原道（カンウォンド）からが一番多く、545人を越える朝鮮人がここ紀州鉾山に強制連行されており、過酷な強制労働の犠牲になっている。石原産業の報告書によれば200人余が逃亡したことになるが、逃亡と報告されている人の名が寺院の物故者名簿に載っていた例があり、この江原道から連行され、命を失った犠牲者も少なくなかったと思われる。

『嘆願書』には、「追慕碑の敷地にたいして、“公共性がない”という理由で課税したという話に接しました。これは、非常に不当な処分であり、残念に思います。……彼らの無念な死と孤独な魂を悼み、両国のより広い和解と友好の次元で、追慕碑の敷地にたいする課税を考え直していただけるよう、要請いたします」とある。

2004年12月、盧武鉉大統領（当時）と小泉純一郎首相（当時）の首脳会談により、強制連行された朝鮮人犠牲者の遺骨を遺族のもとへ返還することが合意されている。そのための調査には、各自治体も協力が要請されているはずである。「追悼碑建立」と「遺骨の返還」は、いずれも植民地支配に対する犠牲者への「償いの意思表示」として共通する営みであり、今日的な意味で優れて公共性を有する行為であることは言うまでも無い。三重県が「朝鮮人の追悼碑の建立」に公共性がないと公言することは、日・韓両政府の合意の趣旨を否定するものというべきである。

原告らを会員として含む、紀州鉾山の真実を明らかにする会は、日本が植民地朝鮮の民衆に及ぼした加害の実態等を15年来調査し、現地韓国で、存命の当事者・遺族・関係者から聞きとりをしてきた。

紀州鉾山に強制連行された人びとが日本敗戦後、鉾山労働から解放されて帰国して65年が経ち、当事者や関係者が年々他界され、存命の方が極めて少数になっている。

紀州鉾山の真実を明らかにする会は、本件「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑」の建立により、犠牲者の追悼と同時にその「歴史的責任」を問い続けることが必要であり、追悼碑は「歴史の真実を刻み、その責任を問い続けるモニュメント」としても建立されるべきだと考え、早い「追悼碑の建立」を決意したのである。

原告ら紀州鉾山の真実を明らかにする会は、在日本大韓国民団三重県地方本部、並びに在日本朝鮮人総聯合会三重県本部に呼びかけ、歴史的責任を明らかにする追悼の場を建設することを共通の目的として3団体で「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立する会」を結成し、熊野市に、「市有地を追悼碑のために提供されるよう」要請した（甲第3号証の1）。

だが、熊野市は理由を示さずそれを拒否した（甲第3号証の2）。

熊野市が管理している「鉾山資料館」が建つ石原産業の所有地の一部提供についても、所有者である石原産業が同意しているにもかかわらず（甲第3号証の3・4）、熊野市は拒否し、この問題についての話し合いさえも拒否し続けた。

そこでやむをえず、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立する会は資金を借り入れて、2009年7月、別紙「不動産目録」の土地＝熊野市紀和町板屋石原82-7の宅地（以下「本件土地」という）を購入し、追悼碑建立の準備作業にかかった。

2010年3月28日、この日ようやく、朝鮮から強制的に紀州鉾山に連行され、強制労働の末に命を失った犠牲者の追悼碑の除幕式を行うことができた。当日は、地元の方々を含めて100名を越す参列者を迎えた（甲第4号証の3）。

## 2) 原告の不動産取得税減免申請を文書で受理しなかったのは、処分庁紀州県税事務所長の教示義務違反である。

---

紀州鉾山に強制連行された朝鮮人犠牲者の追悼碑を建立するために、2009年7月10日付売買により、原告ら5名の名で所有権登記をした本件土地に、2009年11月2日付で被告処分庁紀州県税事務所長より不動産取得税26,300円が課せられた。

これに対して2009年11月11日、原告竹本昇は本件土地の名義上の所有者5名（本件原告）を代表して「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑を建立する用地として購入したもので、不動産取得税の減免措置を申出たい」旨を、紀州県税事務所に電話で申し入れた。この際対応した処分庁の職員は、「減免申請の書式はない」と答えたのみで、書面の提出が必要であることを教示しなかった。三重県に所定の「県税減免申請書」がない

ということは、それ自体が後述する「県税条例施行規則」と矛盾する体制であり、「減免申請などは受け付けない」というのが基本姿勢であり、出先の処分庁はこの県の姿勢に忠実にしたがっているのであろう。しかしながら、「減免申請書の書式がない」のであればなおのこと「このような内容でいいから書面で提出しなさい」という教示は、地方の処分庁の窓口としての義務であり、処分庁の責任で担当職員を教育しておくべきであろう。それをせずに、「減免の申し出」を聞き取っただけで、原告には正式な受理のために文書が必要であったことについて、何の説明もしていないのは、処分庁の落度である。

その後もう一度、同年11月20日(午前11時過ぎ)、原告竹本昇が紀州県税事務所に電話したところ、「不動産取得税の減免について検討する」、「11月30日までの納期は気にしないでよい」との回答を得ており、この時も「減免申請書」の提出については何の教示も受けていない。

そして同年12月3日(文書の日付は11月25日)に、原告らが上記処分庁紀州県税事務所長の名で受取ったのが「不動産取得税減額通知書」(甲第5号証の2)である。「再調査のため減額します」という通知が原告5名全員に送られてきたのである。後日(2010年8月17日付)原告竹本昇が受け取った被告の「弁明書」によれば、「減免規定の適用について、税務政策室に相談して判断を仰ぐために一時減額とした」とある。この「不動産取得税減額通知書」によって原告らが「本件不動産取得税の減免の申請は適切に受理されている」と理解したのは、無理のない理の当然であった。

2010年4月30日、原告竹本昇は不動産取得税の課税について、その後の経過を聞くべく電話をしたが、紀州県税事務所の担当者根来氏は、「非課税にはできないので、課税させていただく。不服がある場合は、不服申し立てをしてください」と回答。このときも処分庁の窓口としては、「減免を求めるなら、申請書を提出して下さい」と、それを先に原告に教示すべきであった。

その後、同年6月1日付で、処分庁紀州県税事務所長から原告5名に、再度同額の「不動産取得税納税通知書」(甲第5号証の3)が届いた。

2010年8月2日、原告竹本昇は原告5名を代表して、被告三重県知事に「不服審査請求書」(甲第5号証の4)を提出した。それに対して被告知事の「送付通知書」付きで原告らに送られた同年8月17日付処分庁紀州県税事務所長の「弁明書」(甲第5号証の5)によると、地方税法七十三条の三十一には「知事が天災その他特別の事情ある者に限り、県の条例の定めるところにより、減免できる」とあるが、これを受けた県条例74条1項3号の「特別な事情」とは、取扱通知＝「1976年2月9日付、税第49号部長通知」(甲第5号証の12)で「公共性が強く課税が不合理と判断されるもの」として列挙した事例10項目に当てはまるものであり、本件は当てはまらず、また「非課税措置については法七十三条の三～七に限定列挙規定があるが、これにも当たらない」から、「本件審査請求は棄却すべき」としていた。

これに対して、原告竹本昇が、同年9月1日付で「反論書」(甲第5号証の6)を提出し、「違法ではなくとも不当な課税であり、公共性、公平性の観点から再考されたい」と反論

したところ、処分庁紀州県税事務所長は同年9月6日付「再弁明書」（甲第5号証の7）で、「法七十三条の四（用途による不動産取得税の非課税）にも、税第49部長通知にも合致しない。法に規定がないものを非課税とするのは違法行為である」と弁明してきた。

そこで、原告竹本昇は同年9月27日付で「再反論書」（甲第5号証の8）を提出し、「税第49部長通知にある10項目に当たらないものは、全て公共性がない」と判断するのは無理があり、三重では10項目の減免事例が示されているが、隣接する奈良県では14項目（甲第5号証の13）、和歌山県では国からの通知に忠実に14項目をこえてそれ以上の事例を認めているようである。三重県の総務部長通知の10項目に拘泥し、それに当てはまらないものは全てこれを切り捨てるという態度をとるのは問題である。三重県内の熊野市においては、戦後直ぐに石原産業が紀州鉾山で強制労働の下で死亡した16名の犠牲者に「英国人墓地」を造り、合併前の紀和町時代にこれを「指定文化財」として「慰霊祭」をしていたことが町史にみえるのである。熊野市が紀和町から引き継いで文化財に指定していることで明かなように、「英国人墓地」には公共性を認め、「朝鮮人犠牲者の追悼碑建立地」には公共性を認めないとするのは大いに矛盾であり、公平・公正の原則にもとる行政にあるまじき対応である。かなりの市町村において強制連行の犠牲者の追悼碑建立に公有地等を提供して協力しているのは、公共性を認めているからであり、処分庁紀州県税事務所長の対応は、個別の事案の特殊性を無視し、教示義務の違反に加え、地方の処分庁に委任された裁量権の範囲をこえた判断で、裁量権の逸脱・濫用にあたる。上級処分庁である知事自身の公平・公正な判断で、これを是正すべきで、本件が公共性の強い、減免が必要な場合に該当することを主張して、処分庁紀州県税事務所長の処分の訂正を知事に求めた。しかしながら、同年10月13日付の「裁決書」（甲第5号証の9）に、処分庁紀州県税事務所長の判断以上に調査・検討をした形跡は無く、個別の事情を斟酌したものでないことが判った。

三重県県税条例には施行規則があり、1章「総則」の第七条（県税の減免の取扱）の条文は以下のようである。

「県税事務所長又は自動車税事務所長は、県税の減免についての申請書を受理した場合においては、その実情を調査のうえ、異例に属するものを除いてこれを決定し、異例に属するものにあつては申請書に調書を添えて遅滞なく知事に進達しなければならない」。

本件は、部長通知の10項目に当たらないことで判るように正に異例な案件であった。

原告竹本昇が2010年11月15日付で「公文書開示請求書」を提出し（甲第6号証の1）、「知事に進達すべきであった「調書」の開示」を求めたところ、「公文書不存在決定通知書」（甲第6号証の2）が送られてきた。その通知書の公文書が存在しない理由欄には、「2009年（原文「元号」使用）11月25日付紀税第557号不動産取得税

減額通知書において、県税の減免についての申請書は受理していないため、当該文書は存在しません」と記されていた。

原告竹本昇の電話での減免申し入れに対し、処分庁は、2009年（原文元号）11月25日付文書「不動産取得減額通知書」（甲第5号証の2）で、減額変更の理由欄に、「再調査のため、減額します」としていた。従って原告竹本昇は、当然原告の減免の申し出を受理したからこそ、このような通知があったものと理解した。

しかしこれは原告らが書面で正式に減免申請手続をする機会を奪うものであった。

処分庁紀州県税事務所は減免の申し出に対して、電話でこれを受け、「一時調査減額」としておいて、減免申請書は書かせない。つまり減免申請としては正式には受理しないために、文書での申請をさせないのが、当該処分庁の常套の処理方法であったのかも知れない。そうすれば、個別の事情などを斟酌せずに、異例であるかどうかの判断も必要なく、個別の案件の事情を調査して知事に進達する「調書」を作る面倒も無く、型どおりの減免項目（部長通知の10項目）に照らして、該当しないものには「公共性がないもの」として、大半の異例でない宅地の売買と同様に担当地域の処分庁の判断で「課税賦課処分」を決定することができるからである。

2010年8月10日付、処分庁の「弁明書」（甲第5号証の5）に「減免規定の適用について、税務政策室に相談し、判断を仰ぐこととし一時調査減額をおこなった」とあったので、原告竹本昇は、「裁決」後の同年11月26日、「紀州県税事務所長から税務政策室に出した相談の文書、税務政策室から紀州県税事務所長への回答等、判断を仰いだことを証する文書」の公開を求めて「公文書開示請求」（甲第6号証の3）を行った。

同年12月2日に、原告竹本昇は、「当該文書は、作成していないため存在しない」という「公文書不存在決定通知書」（甲第6号証の4）を受け取った。

その後、原告竹本昇は、処分庁紀州県税事務所長が判断を仰いだという本庁の税務政策室の職員が誰で、どんな「再調査」をどこが担当したのかという「質問書」（甲第6号証の5）を出したところ、文書番号も決裁のあともない個人的手紙のような「回答」（甲第6号証の6）を担当者（税務政策室 課税支援担当 板倉 の名あり）から返され、「再質問書」（甲第6号証の7）には期限を過ぎた今日なお回答がない。「文書主義」であるはずの行政において、調査の過程の文書もなく、説明責任を聞いても黙して語らずである。これでは、処分の正当性を主張する資格を失っているというべきである。

### 3) 三重県知事の「裁決書」に見られる違法性と責任回避の姿勢

被告処分庁紀州県税事務所長が原告に減免申請書を書くよう教示することは、作為義務であったはずである。それをしなかったのは被告処分庁の怠慢というべきで、もしそれが意図的でなかったとしたら、不作為によって原告らを不利益処分に誘導したものであり、

本件が異例であることを無視して、施行規則に違反して「知事への進達」を怠り、処分だけの判断で「公共性なし」としたことは、違法であり、著しく不当な処分であった。

知事の裁量権を部分的に委任されていた出先の処分庁県税事務所において、その作為義務を怠った上に、故意または過失によって「異例の案件」を通常の課税案件と同列に扱い、その委任された範囲を超えて独断で「公共性なし」と判断して「不動産取得税賦課処分」を決定したことは、まさに裁量権の逸脱・濫用であった。

それにも拘らず、原告らの不服審査請求に対して、上級処分庁である被告三重県知事が「裁決書」に示した下記の「棄却」理由は、次に述べる通り失当である。この「裁決書」が知事自身の判断によらない税務政策室の作文であったとしても、当然その責任は知事にあり、上級処分庁である知事が自ら違法性の上塗りし、自らの怠慢と責任回避の姿勢を露呈したことになるであろう。

「不動産取得税は流通税で、取得者の経済的利益に着目するものではなく、公共性を有するからといって即減免とはならない。非課税又は減免の事由（法73条の3～7, 31項、三重県条例74条及び「取扱通知」）に該当しない以上税の賦課は免れない。過去にも追悼碑設置の土地に取得税を減免した事例は無いから公平性を欠いた違法・不当な処分ではない。本件追悼碑や慰霊碑の建設を目的とする土地取得を減免事由として認めなければならない義務を三重県知事が負っていると解釈すべき根拠は見当たらない」という。

これは本件が公共性を有することを認めた上で、法の非課税条項と取扱通知＝部長通知の10項目に該当しないことのみに着目しての判断で、課税賦課処分を正当化した処分庁紀州県税事務所長の言い分そのままである。

前節で述べたとおり、部長通知10項目に当たらないところから処分庁は県税条例施行規則にある「異例のもの」と判断して「減免申請書に調査書を添えて知事に進達すべきもの」であった。それを処分庁の故意又は過失によって、「減免申請書を提出させていなかった」こと、書面で申請すべきことを教示する当然の義務を怠ったことにより、処分庁は「県税条例施行規則」第7条に則った正当な扱いをすることが出来ず、これに違反した違法・不当な処分をしたものである。それゆえ、上級処分庁である被告三重県知事は、この規則違反、自らの委任した範囲を超えた裁量権の逸脱・濫用を咎めるべきであり、事実上目を背けることなく下級の処分庁の論理的矛盾を質し、施行規則が負させた上級処分庁の責務、下級処分庁の過失を訂正すべき自らの責任に想いを致すべきであったのである。

また、上記棄却の理由として、「流通税」であることを強調しているが、「流通税」であったとしても、課税は売買価格にしたがって賦課するのではなく課税台帳の評価額にしたがって算出されるはずである。その課税台帳の評価額の決定は、「時価によるとされ、3年毎の鑑定評価額を基礎にして評価替えをする」のが標準的な手法である。課税対象者は形式的な所有者ではなく、実質的に当該物件の使用者（つまり当該物件から利益・便益



を手に入れる者)に課するのである。ところで、新築とか増築など、上物が建つことによって土地の評価は変化するものであり、業者の建売住宅地などの場合は、「住宅が売れて真の所有者が決めるのを待つために、最初に所有権保存登記をした建築業者、即ち登記上の所有者には、取得税の賦課を6か月猶予される」ことになっている。

2010年3月28日に紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑が除幕されたことにより、本件土地が宅地として住宅建設に供される可能性は全くなかった。この土地を買いたいという人も、この土地の一部を借りたいという人も、所有権を持つ原告の1人が売りたいと言い出すこともないであろう。したがっていわゆる時価、売り買いでこの土地に値が付く可能性はなくなると考えられるのである。これは本件土地が、「追悼碑の建設」というその用途において異例であり、本来課税に馴染まないものであること、「追悼碑の建った土地」が課税に馴染まないものであることは誰の目にも明らかだからである。

そのような土地に課税することが妥当な税務処理と言えるであろうか。本件土地が宅地としての使用に供さず、「追悼碑の建立」と言う異例の用途を予定して購入したことは、最初から明示しており、処分庁紀州県税事務所長にも解っていたはずである。課税対象は、人的にも物的にも名目ではなく実質で捉えることが税務処理の原則であるはずである。

上級処分庁である知事は、「10項目の取扱に関する部長通知」よりも、「三重県条例施行規則」が優先されることは、法規重視の立場で当然であり、出先の県税事務所の慣例に流されがちな判断の誤りを正すのに、今少し勇気を持つべきであった。委任した裁量権の範囲を超えた判断を、追認して違法性の上塗りをすべきではなかったのである。周辺自治体の動向にも、市民的良識にも目を開いて大所高所から出先の処分庁の判断を検討し、是正、訂正を恐れるべきではなかったのである。

本件棄却理由のなかに、「本件追悼碑や慰霊碑の建設を目的とする土地取得を減免事由として認めなければならない義務を三重県知事が負っていると解釈すべき根拠は見当たらない」と書かれている。

しかし、朝鮮人強制連行に加担した行政の責任にも、戦争犯罪にも時効はない。本件被告である野呂昭彦三重県知事は、紀州鉾山への朝鮮人強制連行に三重県知事が加担していた歴史的責任を回避してはならない。

#### 4) 不当な差押えが露呈した処分庁紀州県税事務所の職務怠慢と無責任体制

処分庁三重県知事からの「裁決書」が出て40日余の2010年11月26日、まず原告竹本昇に「差押調書」(甲第5号証の10)が届き、予め通知しておいた原告二人、竹本昇、キム チョンミの口座から、税額26,300円に延滞金1,300円を加えて、27,600円を引き去るということであり、半額の13,800円を12日後の同年12月7日に未納税額に充当したという通知が計算書とともに送られてきた。

ところが、キム チョンミへの「差押調書」(甲第5号証の11)は1か月以上時期を遅

らせて、2011年1月13日付になって届けられ、更にその1か月以上後の2月18日に未納税額に充当したという通知が送られてきたのである。またその記載金額が奇妙なことに税額12,500円で、延滞金1,500円となっており、竹本昇からの引き去り金はすべて未納税額にあて、改めて50日遅れたキム チョンミの差し押さえ時点までの延滞金を200円追加して1,500円とし、キム チョンミの口座からは14,000円が引き去られたのである。総額27,800円が強制徴収されたわけである。

差し押え可能な口座は、同時に用意して通告していたものであり、キム チョンミの差押えが50日も遅れた理由は納税者側には何もない。

遅れた理由を質問したところ、キム チョンミの口座が「郵貯銀行であるため手続に時間を要した」のだという回答がかえってきた。それにしても差押えから未納税額への充当にも竹本 昇の場合は11日、キム チョンミの遅れは36日である。処分庁の担当の多忙が原因か、失念していたものか？ いずれにしても納税者側の責任ではない。処分庁の職務に対するルーズさの顕われである。

処分庁の多忙や担当者の失念が原因で延引した日数を、延滞金の計算に加え、責任を転嫁して取り立てられたのではたまったものではない。

また、取り立てる側の説明責任として、延滞金の計算式を示すべきであるのに、詳細を知らせようともせず、説明責任を果たそうとする態度も見られない。

処分庁である紀州県税事務所の対応は、「不親切で無責任で、職務に対するルーズさ」において、減免申請書を書面で出すように教示しなかった本件対応の職員と同じ体質というべきか、「不作為による教示義務違反」をしながら、自らの落度を忘れて「減免申請書を受理していないため」とまるで住民が不注意で書面を出さなかったような開き直りであり、決して己の非を認めない、公務員ならぬ100年昔のお役人気質を見る想いであり、同じ体質を露呈したのと言うべきである。

## (二) 原告らが取得した本件不動産は、免税が相当であること

### 1) 「保安林」と「墓地」が非課税であること

地方税法七十三条の四（用途による不動産取得税の非課税）3項は以下の通りである。

「道府県は、公共の用に供する道路の用に供するために不動産を取得した場合における当該不動産の取得又は保安林、墓地若しくは公共の用に供する運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤とう若しくは井溝の用に供するために土地を取得した場合における当該土地（保安林の用に供するために取得した土地については、森林の保健機能の増進に関する特別措置法 第二条第二項第二号に規定する施設の用に供する土地で政令で定めるものを除く）の取得に対しては、不動産取得税を課することができない」。

上記の条文を読み返すと、「公共の用に供する〇〇の用に供するための不動産の取得」として、〇〇＝事例が7種類列記されており、その記載の1つ目「道路」の次に、「又は」という接続詞でつないで「保安林」と「墓地」が「公共の用に供する」という前置き無しに挙げられている。この二つの用途地に「公共の用に供する」という前置きが付いていないということは、二様の解釈が成り立つのである。

一つは、「公共の用に供する」ことは自明のことであり、それ以外のもの、つまり、私的な、一部特定集団の用に供する「保安林」や「墓地」というものはあり得ないという前提に立っているという解釈、もう一つの解釈は、例えば個人所有の山の一部で、天変地異での被害調査以外に他人が足を踏み入れる可能性が考えられないような、「公共の用に供する」とはとても言えない「保安林」の場合や、「墓地」でも、個人の敷地内の全く個人管理の「墓地」で、とても「公共の用に供する」と言えるようなものでない場合であっても、「保安林」ならば「森林保護」あるいは「国土保全」という別の法律によって背負っている機能があり、「墓地」には「墓地、埋葬等に関する法律」1条に掲げる目的があり、「住民の安全」や「公衆衛生」という機能・目的がそのまま公益であるので「公共の用に供する」と言う前置きは不要なのである。

更に「墓地」についてはもう一つの公共性、誰であれ、訪れる人を拒まないという開放性が特徴であり、「不特定多数の人に開かれている」そのあり方そのものが公共性・公益性の概念に合致しているである。

## 2) 「追悼碑建立の土地」には「墓地」と同様の公共性がある

---

原告らが取得した本件不動産は、「墓地」ではなく、「追悼碑建立の地」である。

そこで、まず「墓地」と「追悼碑建立の地」の相違点と共通点を分析し、その後本件の「追悼碑建立の地」の背負っている歴史的事情、周辺地域との関係等、個別の特殊性が三重県県税条例施行規則にいう「異例」に属し、法七十三条の三十一にある「特別の事情」に当たり、この法の規定を受けた三重県県税条例74条の第1項第3号の「特別の事情により知事が必要と認めた場合」であり、本件が免税対象に該当することを明らかにして行きたい。

「墓地」とは、「墓地、埋葬等に関する法律」にある定義によると、「墓地とは墳墓（死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設）を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域」であり、この法律の目的は、「埋葬が宗教的感情や公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われる」ため、その観点から許可や届出の義務、禁止事項、施設の管理等について細かく規定しているものであるが、「追悼碑、慰霊碑等」がこの法律の制約を受けないのは、死体や焼骨の埋葬・埋蔵をしていないからで、公衆衛生上の問題等が生じる懸念はなく、厳しく管理する必要がないのである。

しかしながら、「墓地」と「追悼碑建立の地」が、両者に共通するのがあるとなれば、

それは公共性があるという点である。「墓地」の場合、それが「死者の埋葬・焼骨の埋蔵」という地域社会に必要な機能を担っている場所であることから、その公共性は疑う余地がないもので、それゆえ何の説明も無く法において非課税とされているのである。

ところで公共性とは、一体何を意味し、如何なる条件が必要であるか。

辞書を紐解くと、「個、私の対立概念。パブリックの訳語＝公(おおやけ)」を基本概念として、「すべての人に開かれていること」、「広く社会一般の利害にかかわる性質」とある。この「公(おおやけ)」の性質を冠して、「公権力」、「公的資金」、「公共財」、「公共事業」、「公共の福祉」、「公共の秩序」というように使われ、「みんなのためになる……」、「みんなが使える……」、「みんなが参加できる……」、「誰も排除されない……」、「特定のだれかに利益・便益をもたらさない……」という性質が必要条件で、公共性は公益性にも通ずる概念として扱われている。

「墓地」において「死者を悼み弔う」という行為は、世界中のほとんどの地域で行われている儀式である。親族、友人、知人、あるいは弔われる死者とは無縁の人が、故人の境涯、事情、あるいは人柄や業績を伝え聞き、心動かされて訪れることもあるであろう。その全ての人にたいして、そこは、人種、性別、年齢の別なく、誰をも排除することなく、すべての人に対して踏み入ることを拒まない。

本件「追悼碑建立の地」も「追悼の場」であり、誰をも排除することなくすべての人が自由に参加できることにおいても「墓地」と同様の公共性を有する空間である。「墓地」が、弔われる故人を想うことによって、未来を視野に入れながら過去の時間を追体験する空間であるのに対して、「追悼碑建立の地」は、追悼される犠牲者を想うことによって、未来を視野に入れながら過去の歴史を追体験し、反省する場をも提供する空間である。

追悼碑は優れて公共性を帯びた歴史の責任を問いつけるモニュメントであると云えよう。

「遺骨を擁する墓地」が非課税の対象であるならば、「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑」を建立した土地は、遺骨こそ存在しないが追悼のために設けられた空間であり、その上、歴史の真実を伝え、未来に向けて歴史の責任を問いつけるモニュメントとしての碑を擁する空間であるから、「墓地」以上の公共性があると言っても過言ではない。

一步ゆずって「墓地」に準ずる扱いに甘んじるとしても、本件を、通常の居住空間と同列に扱うべきではないことは明らかである。その公共性を知事が認めることで、免税対象として位置づけられるべきである。

### 3) 本件「追悼碑建立の地」の歴史的背景と熊野市の事情

本件「追悼碑建立の地」が、何故にこの地に建立を要請され、しかもそれを急ぐ必要があったかについては、前章(一)の1)「本件土地取得に先立つ事情」で既に述べたところであるが、加えて、三重県熊野市紀和町の特異な事情を考慮しなければならない。本件「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑建立にはるかに先立って、同じ紀州鉾山に連行されて亡くなった英国人兵士の墓が石原産業(社長=石原廣一郎)によって、1946年初頭までに造られていることである。

タイとビルマ間の「泰緬鉄道」工事で生き残った英国人捕虜300人が日本政府と日本軍によって1944年6月に紀州鉾山に連行され、労働を強制されたのであるが、わずか1年の間に16人が死亡し、そのうち3人は過酷な鉾山の作業中に頭蓋骨骨折で亡くなっている。16人の遺骨は1948年ころ連合軍の墓地搜索班によって横浜の「英連邦墓地」に移され、一人一人の墓石の下に埋葬された。

この時期に、石原産業と当該自治体は、朝鮮人強制連行の事実についても明らかにし、紀州鉾山における朝鮮人犠牲者の名まえ、死亡日時、死亡原因等について正確な記録を残すべきであった。だが、その事実について、企業も自治体も今日なお明らかにしていない。

熊野市(当時紀和町)は1965年、既に英国人捕虜の遺骨の無いこの地を「外人墓地」として文化財に指定し、1987年には石原産業から熊野市がこの墓地の土地を譲り受け、2005年には、「外人墓地」から「英国人墓地」に名称を変更して現在は熊野市が管理している(甲第7号証の1・2)。熊野市紀和町の歴史の一部として市営の「鉾山資料館」には英国人兵士の人形を展示している。熊野市は、「英国人墓地」については、毎年「慰霊祭」をしている老人会に「慰霊祭費」として毎年1万円を交付している(甲第5号証の4)。

「英国人兵士の墓」は、「墓地」の名を持つものの、英国人捕虜の遺骨は存在しないので、実質的に「英国人捕虜の追悼碑」であり、碑文の文言からもそれが墓ではなく追悼碑であることが判るのである(甲第7号証の4)。この「墓地」の名を持つ「英国人捕虜の追悼碑」に熊野市(合併前の紀和町)が公共性を認めて文化財指定までしていた事実があるのを、三重県が不知であったとは思われず、本件「朝鮮人の追悼碑」には「税を減免するほどの公共性が認められない」とすることは、大いに公平性を欠く理不尽な県の判断だと言わざるを得ない。

同じ紀州鉾山で強制労働をさせられた朝鮮人犠牲者については、「鉾山資料館」の展示の中にも、説明のビデオ映像にも全く示されておらず、『熊野市史』にも触れられていない。

『紀和町史』には、イギリス兵捕虜に関しては、下巻の口絵に「英国兵墓地」のカラー写真があり、合計11頁にわたって詳しく叙述されているが、紀州鉾山の朝鮮人に関する記述は8行だけである。年表は、『紀和町史』の年表と「石原産業紀州工場の歩み」の年

表のふたつがあって、そのどちらにも英国人捕虜については記載されているが、紀州鉾山への朝鮮人強制連行・紀州鉾山での朝鮮人強制労働についてはなにも書かれていない。

これは民族差別としか言いようがなく、心ある地元住民も心を痛めて来たのである（甲第7号証の6・7）。

### （三） 結論 「追悼碑建立の土地」には、二つの公共性がある

2010年3月28日に、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑が除幕された。

「朝鮮の故郷から遠く引き離され、紀州鉾山で働かされ、亡くなった人たち。父母とともに来て亡くなった子どもたち。わたしたちは、なぜ、みなさんがここで、命を失わなければならなかったかを明らかにし、その歴史的責任を追究していきます」と記された追悼碑の前には、犠牲者35人の名前を記した35個の石が置かれていた（甲第6号証の1）。

紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立したのは、朝鮮人と日本人である。

本件原告も朝鮮人と日本人である。

朝鮮の故郷から強制連行され、紀州鉾山で命を失った朝鮮人を追悼する意味は、朝鮮人と日本人では同じではない。しかし、朝鮮人も日本人も、共に、「なぜ、みなさんがここで、命を失わなければならなかったかを明らかにし、その歴史的責任を追究していきます」と犠牲者に約束している。

本件土地の公共性は、朝鮮人と日本人の歴史的諸関係にかかわっている。韓国江原道議會議員一同が、「追慕碑の敷地にたいして、“公共性がない”と言う理由で課税したという話に接しました。これは、非常に不当な処分であり、残念に思います」と述べているのもそのためである。

1300人以上の朝鮮人が紀州鉾山に連行され、劣悪な生活環境の下で、過酷な労働を強いられた。石原産業の元職員の証言によれば、「彼らは銃や日本刀を持った軍人に監視されていた」のである。その歴史的事実を後世に語り伝え、その歴史的責任を追究するためのひとつの基点として、「鉾山資料館」の斜め前に当たるこの地に、本件「強制連行された朝鮮人の追悼碑」は公共性を帯びて建立されたものである。三重県知事がこの追悼碑建立について「何らの義務も責任もない」として宅地並みに課税して良いはずはないのである。

本件追悼碑は、熊野市の紀州鉾山における真実の歴史を刻み、その責任を問いつけるモニュメントとして今後も末永くここに在り続けるであろう。本件追悼碑のある空間には、その歴史的意義において金銭では計りえない価値がある。

紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑の除幕集会には、100人を超える方がたが参加し、地元の方々はもとより、日本各地から、韓国から、沢山の老若男女が集い、新聞を見て参加した人も複数あったのである。

まさに不特定かつ多数の多彩な参列者に囲まれ、70年の間忘れられて来た強制連行の朝鮮人犠牲者へのはじめての追悼式が本件土地で行われたのである。「墓地」が訪れる人を拒まない、不特定多数の人々に開かれた空間としての公共性を持つと同様、本件「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑建立の地」もまた訪れる人を拒まない、不特定多数の人々に開かれた公共性ある空間であることを証明するような集会であった。

繰り返すが、熊野市が文化財指定するほどに公共性を認めて管理している「英国人墓地」は、そこに英国人捕虜の遺骨は存在しないのであるから、実質は「英国人捕虜の追悼碑の土地」であり、「朝鮮人の追悼碑建立の地」と「追悼の場」であることにおいては異なるところがないのである。どちらも、「戦時下の紀州鉾山で何があったか」その歴史的事実を後世に伝えるモニュメントとしての碑のある場である。

異なるのは、追悼される対象と、その対象がそれぞれに問う「歴史的責任」である。「英国人墓地」が問うのは、日本政府と日本軍が国際法(ジュネーヴ条約32条ほか)を無視して、俘虜を危険な労働に使役し、1年の内に16名を死に至らしめた事実であり、本件「強制連行された朝鮮人の追悼碑」が問い続けるのは、日本国と日本軍と日本企業と地方行政が植民地朝鮮の人々を強制的に連行し、過酷な鉾山労働に就かせ、その本名を名乗らせないなど人権を踏みにじり、35名を死に至らしめた事実である。それゆえ、本件追悼の場には、本名を記した35個の石が置かれねばならなかったのである(甲第4号証の2)。

他県・他市において、「強制連行の犠牲者の追悼碑」等に自治体が公有の土地を提供している例があるのは、こうした歴史の真実を刻み、その責任を忘れさせないモニュメントである追悼碑の建立等に公共性を認めているからである。民間有志の想いが実って建立に至った場合においても、それぞれの自治体は、強制連行・強制労働という過去の歴史について、反省を迫られて協力したのであり、議会の承認を得て住民の税金を用いて「納骨堂」の建設や「慰霊祭」等に補助金を支出することができるのは、歴史の真実を刻み、その責任を問い続けるモニュメントとしての存在意義を多くの県民・市民が認めているからである。そこには地域の住民と行政がともに承認する公共性が存在するからである。

本件紀州鉾山に強制連行された朝鮮人の追悼碑建立の地も他県・他市の追悼碑の地も、「英国人墓地」という名の「英国人捕虜の追悼碑の地」も、同様に二つの意味で公共性がある。

既に述べて来たことを繰り返すが、その一つは、「不特定多数の人々に開かれた空間」としての公共性であり、今一つは「歴史の真実を刻み、その責任を問い続けるモニュメント」としての公共性である。

三重県知事は、かつて、紀州鉾山を含む三重県内の鉾山などに朝鮮人を強制連行し強制労働させることに加担した。被告三重県知事が、その行政責任をとろうとしないで、被告処分庁の裁量権の逸脱・濫用や不公平な処分を黙認し、「追悼碑建立の土地」に不動

産取得税を課すことは、被告処分庁の手続き的違法に加えて一層赦し難い不正義である。それは未来に向けて「歴史の真実を語り継ぐこと」を妨害することであり、歴史の隠蔽・改竄を黙認する地方行政の権力の濫用を意味する。

本件「追悼碑建立の土地」は、地域の特殊事情とその用途における特異性から、通常の宅地とは比べることのできない用途に属する事案である。

歴史の真実を刻み、その責任を未来に語り継ぐ存在として在り続ける本件「追悼碑建立の土地」に、形式的な所有者の名において通常の住宅としての評価に基づく不動産取得税や固定資産税を賦課することは相当ではなく、被告三重県知事の「裁決」は、公共性・公平性の観点からみて、極めて不当な判断で、不公正な処分であったと言わざるを得ない。

よって、原告らは、公正・妥当な司法の判断によって、先ず、本件「紀州鉾山に強制連行された朝鮮人の追悼碑建立の土地」の取得に対する「不動産取得税賦課処分」を取り消し、原告が求めた不服審査請求を棄却とした被告三重県知事の「裁決」を取り消し、本件土地取得には免税が相当であることを確認し、被告処分庁が「差押え」によって原告から強制徴収した金額を返還するよう、判決されることを求めて、本件裁判を提起するものである。

以 上